令和４年度　厚生労働省山口労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

秘密厳守

相談・専門家派遣 無料

事業主、労務担当者様 **ぜひ**

専門家にご相談ください！

（社会保険労務士等）

☑ 取組みはお済みですか？

- ☐ 残業６０時間超の賃金引き上げ　義務化（2023年4月）
- ☐ 育児・介護休業法改正　（2022年4月）
- ☐ パワーハラスメント防止措置　義務化（2022年4月）
- ☐ 同一労働同一賃金
- ☐ 時間外労働の上限規制
- ☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得

「**働き方改革サポートオフィス山口**」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和３年６月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

ご都合に合わせた相談方法が選べる！

1. 企業訪問
2. 電話・メール
3. センター来所

オンラインでのご相談にも対応可能

働き方改革サポートオフィス山口

TEL 0120-172-223

受付時間　平日９：00～17：00

住所 〒754-0014
山口県山口市小郡高砂町２－１１ 新山口ビル503

MAIL hk35@mb.langate.co.jp　**FAX** 083-972-7332

URL https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/

相談・セミナー情報詳細は、ホームページをご覧ください。　働き方改革　山口　検索

2022年 4月～

- 育児・介護休業法における義務化
- パワーハラスメント防止措置の義務化
- 女性活躍促進法における義務化（労働者101人以上の事業主）

2019年 4月～
年次有給休暇の確実な取得

大企業 2019年 4月～
中小企業 2020年 4月～
時間外労働の上限規制

大企業 2020年 4月～
中小企業 2021年 4月～
同一労働同一賃金

個 別 訪 問 申 込 書

働き方改革サポートオフィス山口 宛　　**FAX：083-972-7332**

事業場名			ご担当者氏名	
所在地	〒　　-			
連絡先	電話		E-MAIL	
	FAX			
訪問希望日	・令和　年　月　日（　） ・令和　年　月　日（　） ・令和　年　月　日（　）		□ オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。	
相談内容 ✓をお付け下さい	□ 残業時間の上限規制 □ 各種助成金の申請・活用 □ 36 協定 □ 同一労働・同一賃金（非正規労働者待遇改善） □ 就業規則・賃金規定等の見直し □ テレワーク □ 育児・介護制度の整備 □ 年次有給休暇の取得義務付け □ その他【　　】		□ 人手不足 □ 最低賃金制度 □ 無期転換制度 □ 生産性向上への対応 □ 賃金制度全般 □ 職務分析・職務評価 □ 高度プロフェッショナル制度	

【個人情報の取り扱いについて】
- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
  情報通信部 PMR 担当　E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 4 年度　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業　専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である山口労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について　□ 同意する　（チェックしてください）